

論文題目：化学物質政策の移転と変容：

政策ネットワークの視点から見た EU・ドイツ・日本

本論文は、2007年にEUで施行された化学物質政策であるREACH規則が2009年に実施された日本の化審法改正に与えた影響について政策移転の視点から検討し、EUと日本の間で政策内容に相違が生じた要因を解明するために、EU加盟国であるドイツの化学物質政策の形成過程にまで踏み込んで重層的な比較分析を行ったものである。

本論文は全体で7つの章から構成されている。第1章では問題の所在が示され、第2章では分析枠組みが提示される。以下、第3章から第6章にかけて、EU、ドイツ、日本における化学物質政策の形成過程が詳細に分析され、第7章の結論に至る。

第1章では、EUのREACH規則（化学物質の登録、評価、認可、制限に関する規則）と日本の改正化審法（化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律）が、化学物質の登録、リスク評価、安全性情報伝達などの点で相違していることが取り上げられ、その要因として政策ネットワークの長期的変化が示唆される。そして、EUと日本との直接的な比較が困難であることから、EU加盟国ドイツを媒介にした重層的な比較が必要であることが示される。

第2章では、政策移転および政策ネットワークに関する先行研究の整理がなされた上で、閉鎖的な政策共同体と開放的なイシュー・ネットワークという二つの政策ネットワーク類型が提示され、この基本枠組みにもとづいてEU、ドイツ、日本の政策形成過程を以下で実証的に分析することが明らかにされる。

第3章では、EU、ドイツ、日本の化学工業を概観し、それぞれの国や地域における化学物質政策の行動主体を明確にしつつ、その多様性が描き出される。

第4章では、1970年代から80年代にかけてのEU（EEC）、ドイツ（旧西ドイツ）、日本における化学物質政策の形成過程が分析される。EUで実施された化学物質規制は、同時期の米国の有害物質規制法（TSCA）と比較して相対的に緩やかであったが、著者はこの要因をイシュー・ネットワーク型の米国と政策共同体型のEUの相違に求めている。ドイツと日本はともに政策共同体型政策ネットワークを持っているが、日本の規制はドイツよりも厳しいものであった。著者はその要因として、ドイツではEU規制を国内法に置き換える過程で産業界の利益が反映されたのに対し、日本では、公害に反対する住民運動や公害裁判などが背景にあったことを挙げている。

第5章では、1980年代後半以降における、欧州でのイシュー・ネットワークの形成と

REACH 規則の制定過程、およびその過程でドイツが演じた役割、さらにドイツによる REACH 規則受容の過程が分析される。欧州においては化学物質政策の決定の大半が加盟国から EU レベルに引き上げられたが、この過程で科学者、環境団体、消費者団体などの影響力が増加し、従来の政策共同体に代わって、これらの行動主体を加えたイシュー・ネットワークが形成された。著者は、ドイツが REACH 規則に産業界の利益を反映すべく行動したが、最終的には既存化学物質の規制を盛り込んだ同規則を受け入れ、REACH 調整法を制定するに至ったことを解明する。

第 6 章では、1980 年代後半以降の日本における化審法改正の過程が分析される。著者は、改正化審法において地球環境問題に対応して生態系保護の観点が導入された一方で、中央省庁再編を経てもなお政策共同体の閉鎖性が改まることはなく、結果的に REACH 規則のシステムが採用されるに至らなかったことを明らかにする。

第 7 章は以上を総括し、ドイツ化学工業界における最新の動向にも触れながら、REACH 規則が政策共同体によって受け入れ可能となる場合もあることを示唆して全体を締め括る。

本論文は以下の点において高く評価することができる。まず、化学物質政策の移転に関して、既存の研究で多く見られる EU と日本との直接の比較ではなく、ドイツを媒介にした多層的で多元的な比較の視点を新たに取り入れたことにより、EU、ドイツ、日本における政策形成過程のより明確な説明が可能になったこと、そして、論拠となる膨大な資料に関して、当事者へのインタビューや公文書による裏付けをとり、綿密な検証を行ったことである。ドイツおよび日本の化学物質政策に関する長期的分析は今のところ手薄な状況にあり、本論文はこの分野での研究水準の向上に資するところが大きい。また、本論文は人間の安全保障に関する研究の幅を広げる上でも重要な貢献を果たしていると言える。

他方で、本論文にも問題がないわけではない。たとえば、イシュー・ネットワーク内部での政治的力関係の分析が行われていないこと、また、REACH 規則の制定と化審法の改正を政策移転という枠組みで比較することそれ自体の限界が設定されていないこと、などである。

とはいえ、これらの問題点は本論文の学術的価値をいささかも損なうものではない。したがって、本審査委員会は本論文を博士（国際貢献）の学位を授与するにふさわしいものと認定する。